

令和2年11月18日	
所 属	環境保全課
所属長	鎌田 裕二
電 話	06-6489-6305

**～兵庫県下初！～ 災害時のアスベストの飛散防止に向けて
災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定を締結します。**

尼崎市では、地震等の災害が発生した際、アスベストの調査体制を強化するため、アスベスト含有建材に関する知識を有する技術者が所属する団体と「災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定」を締結します。

1 協定締結団体

一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（A S A）

2 本協定の概要

地震等の災害発生時に、本市から協会へアスベスト調査の協力を要請します。

協会は、被災建築物におけるアスベスト含有建材の露出・破損状況等を調査し、アスベストの飛散が懸念される建築物について本市へ報告します。

アスベスト含有建材に関する知識を有する技術者の派遣を受けることにより、迅速なアスベスト飛散防止対策が可能となります。

3 協定締結期間

令和2年11月24日～令和3年3月31日（1年毎の更新）

< 協定締結式 >

- 日時
令和2年11月24日（火）15時30分～16時
- 場所
尼崎市役所 南館2階 市長室
- 出席者
一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会
代表理事 貴田 晶子 様
尼崎市
尼崎市市長 稲村 和美

以 上

災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

尼崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物のアスベスト調査（以下「アスベスト調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の域内において地震、風水害、大火災等の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベストが飛散するおそれがある被災建築物の調査を行い、アスベスト飛散による人の健康または生活環境に係る被害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「被災建築物」とは、甲が実施する建築物の応急危険度判定の結果等をもとに、甲乙の協議によりアスベスト調査が必要と判断した建築物及び工作物とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、アスベスト調査について、乙の協力を得る必要があるときは、甲は乙に対し書面により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合で文書をもって要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、口頭による要請を行った場合は、その後速やかに書面を交付するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、必要な人員、資材等を調達し、可能な限り協力するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の協力が円滑に実施できるように職員の同行、建築物の情報の提供等について協力するものとする。

（業務内容）

第5条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が実施するアスベスト調査への支援
 - (2) 被災建築物におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査
 - (3) その他被災建築物からのアスベストの飛散を防止するために必要となる支援
- 2 被災建築物等のアスベスト飛散防止のための具体的な提案・助言活動等前項以外の活動に関しては、甲乙が協議して決定するものとする。

（業務実績報告）

第6条 乙は、前条に規定する業務を終了したときは、甲に対して業務内容等を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した交通費、宿泊費その他の費用については、甲が負担するものとする。ただし、人件費及び機器費については乙が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用については、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙で協議して決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定により決定された経費の額に係る適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払を行うものとする。

(機密の保持)

第8条 甲及び乙は、この協定による業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務が終了又は解除された後においても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が乙の会員に向けての報告及び提言活動において利用する場合であって、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(連絡責任先)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

(協定の期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに各相手方に対して本協定を終了する旨を通知しない限り、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとする。なお、以後の期間満了のときも同様とする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、定めることとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年11月24日

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 稲村 和美 印

乙 東京都千代田区神田神保町2丁目2番31号

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

代表理事 貴田 晶子 印